

みのわこども園 重要事項説明書

教育・保育の提供にあたり、内容は次のとおりです。

1 施設運営主体

名称	社会福祉法人よさみ福祉会
所在地	三重県名張市夏見 357-3
電話番号	0595-63-2802
代表者氏名	理事長 廣瀬忠利

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型 認定こども園
施設の名称	みのわこども園
施設の所在地	三重県名張市夏見 357-3
ホームページ	https://yosami-ed.jp/minowa
連絡先	電話 0595-63-2802 FAX 0595-64-7264
管理者	園長 高野雄一郎
対象児童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利用定員	<1号認定子ども>満3歳以上の小学校就学前児童のうち2号認定子ども以外の児童…9人 <2号認定子ども>満3歳以上の小学校就学前児童のうち保育を必要とする児童…83人 <3号認定子ども>満3歳未満で保育を必要とする児童…57人
開設年月日	令和6年4月1日

3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1)園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2)園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。
- (3)自立心や自主性、協調性などを保証し、人としての基礎・基本を育てる健全な運営をすること。そのため遊びを中心とした活動を尊重し、工夫・努力・我慢すること、他者との共感や思いやる心を学ぶことを大切にすることの育ちの育成を目指します。

4 当園における施設の概要

敷地	3,013.96 m ²	
園舎その他	構造	鉄筋コンクリート造 及び 鉄骨 2階建て
	面積	1,011.04 m ²
園庭	981.50 m ²	

5 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1)特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2)異年齢交流保育・食育の実施

幅広い年齢の児童が在園していることを活かし、異年齢交流保育を実施し思いやりの心を育みます。また、野菜等の食物を自ら栽培し、料理し、食すことで自然のありがたみや大切さを感じる食育を実施します。

(3)その他

・子育て相談事業

地域で未就園児を抱える保護者の子育てに対する不安解消を図るため、当認定こども園の職員が個別に相談に応じ、当園が有するノウハウ等を活用し、保護者が不安を抱くことなく育児ができるように支援する。継続的に相談に応じる。

・親子の集い事業

家庭ではできないような保育を体験してもらい子ども同士、保護者同士の交流を深めてもらう地域の未就園児親子を対象とした事業。交流を深めることはもちろんのこと、職員が、子育ての悩み、相談も受ける。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 ※ 園児数等により員数は変更となることがあります。

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
主幹保育教諭	園長および副園長を補佐し、職員の管理と園児の管理を統轄する	2	2	0	
保育教諭	担当するクラスの保育(補助含む)や命を受けた業務をつかさどる	27	24	3	
事務員	園の会計業務、市や保護者との書類作成などをつかさどる	1	1	0	
栄養士・調理員	栄養管理や給食調理業務をつかさどる	5	1	4	

当園では、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7 教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日(休園日)が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、及び年末年始(12月29日から1月3日)、春夏冬期の長期休業日、その他休園を要する日
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日)、その他休園を要する日
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

※入園式、夕涼み会、運動会、生活発表会等の行事は保育はありません。

8 教育・保育を提供する時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 (概ね7時間程度)	8時30分～15時30分(※注1) 15:31～16:30 無料
2号認定子ども 3号認定子ども	保育標準時間 (最大11時間)	7時15分～18時15分(※注2)
	保育短時間 (最大8時間)	8時30分～16時30分(※注3)

(※注1)教育標準時間を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり保育を利用することもできますので御相談ください(別途一時保育料が必要となります)。

(※注2)7時15分から18時15分まで(土曜日は18時まで)の範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時15分までの範囲内で、延長保育を提供いたします(土曜日を除く)。延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

(※注3)8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から8時30分まで又は16時31分から19時15分までの範囲内で、時間外保育、延長保育を提供いたします(利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(※注4)閉園時間を過ぎてお迎えに来られた場合、別途利用者負担が必要になります。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1)食事の提供方法

自園調理

食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。児童の年齢に応じた時間帯で食事の提供を行います。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(2)アレルギー対応状況 ※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

除去食及び代替食に対応。食物アレルギー対応マニュアル有。

利用料金 (無償化に伴う改正有)

(1)特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額(月額)を当園にお支払いいただきます。

ただし、月の途中で入退園する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2)保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・障がい児保育を行っています。

11 利用の開始に関する事項

(1)1号認定子ども

本園が入園申込みの先着順により入園決定し、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2)2・3号認定子ども

名張市の利用調整に基づき当園に入園決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

12 利用の終了に関する事項 当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

(1)園児が小学校に就学したとき

(2)子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給要件に該当しなくなったとき

(3)その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13 学校医(嘱託医) 当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1)内科(小児科)

医療機関の名称	なばりこどもクリニック
医院長名又は医師名	稲持英樹
所在地	名張市鴻之台 3-24-2
電話番号	0595-62-2105

(2)歯科

医療機関の名称	中谷歯科医院
医院長名又は医師名	中谷 裕子
所在地	名張市栄町 2823-1
電話番号	0595-63-0331

14 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、園医または園児かかりつけの医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	危機管理マニュアルによる
防災防犯設備	アルソック総合警備保障
避難・消火訓練	毎月実施

16 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の予防、早期発見や職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

(1)職員間で状況などの共有、虐待防止等の研修への積極的参加

(2)虐待防止マニュアルの作成、運用

17 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任 西澤亜季 ご利用時間 8:30~16:30 ・TEL0595-63-2802 FAX 0595-64-7264 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	山口勉 06-6365-1516 (弁護士)
	小谷澄信 06-6387-2038(社会福祉法人よさみ福祉会 監事)

18 利用者に対する保険の種類・保険事故(保険者の保険金支払義務を具体化させる事故)・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター 東京海上日動火災保険(株)
保険の内容	災害共済給付

19 自己評価の実施状況

自己評価の実施状況	毎年	職員間共有
-----------	----	-------

20 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

(適正運営をしていない等により市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無)
無し

21 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

★全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
行事費	行事に必要な費用	全児 毎月500円
給食費	完全給食 1号 主食代 1,100円、副食代 4,400円 2号 主食代 1,300円、副食代 4,700円 園で主食(ご飯等)も用意致します。	1号認定 3~5歳 毎月 5,500円 ※土曜日、長期休暇は別途給食費 300円掛かります 2号認定 3~5歳 毎月 6,000円 ※土曜日は別途主食代 70円掛かります 3号認定 0~2歳 保育料に含む
教育保育充実費	教育保育に必要な教材料費など	全児 毎月400円
誕生日会カード	誕生日会に使用するカード代	400円程度

○その他、用品、写真(任意)体操服(幼児)、パンツ・オムツ代、遠足、など実際に要した費用を実費徴収します。

○卒園アルバム代:3000円程度(年長児のみ)

○時間外保育に係る利用者負担金・該当する認定基準、利用時間に合わせて、別途料金がかかります。下記参照

※支払方法は銀行振替で指定致します。

※給食代は、基本返金はありません。

※上記費用は年度途中で変更になることがありますので、ご了承の程お願いします。

★1号認定

一時保育料(延長保育料) ※入園年度は、入園後の利用になります。

料金表	一時保育料 (15:31~16:30無料)	延長保育料 (18:16以降)	備考
月~金曜日 7:15~8:29/16:31~18:15	30分毎に150円	市が定める スポット保育料	
土曜日・長期休暇 8:30~16:30	800円		給食費 300円 (主食代、おやつ含む)
7:15~8:29/16:31~18:00	30分毎に150円		

★2・3号認定の方

○時間保育外保育・延長保育

短時間認定の場合

時間外保育 7:15~8:29 16:31~18:15

延長保育 18:16~19:15(土曜日はありません)

標準時間認定の場合

延長保育 18:16~19:15(土曜日はありません)

料金表	時間外保育・延長保育料	給食費
時間外保育	市が定める スポット保育料	
延長保育時		
土曜保育(短時間認定)		土曜日主食代(2号のみ) 1回 70円
土曜保育(標準時間認定)		